

# 待機児童解消等の取組の支援

待機児童解消を促進する方策として、**現行の都道府県による市区町村の取組の支援（都道府県子ども・子育て支援事業支援計画）をより実効的なものとするため**、都道府県を中心に、関係者全員参加の下で協議する場を設置することができる。（法定）

## 「待機児童対策協議会（仮称）」

### 【主な役割（例）】

#### ○ 都道府県単位での保育の受け皿確保

- ・市区町村の整備計画の精査
- ・企業主導型保育施設等を含めた整備情報の共有
- ・多様な主体の参入促進

#### ○ 保育所等の広域利用の推進

- ・市区町村間の利用調整
- ・広域利用のための協定の締結支援

#### ○ 保育人材の確保・資質の向上

- ・必要保育士数と確保数、確保手段の「見える化」と育成策強化

#### ○ 監査指導の効率化

- ・都道府県の監査指導と市区町村の給付監査の監査項目の調整

#### ○ その他協議会で必要と定める事項 等

【構成員】 都道府県、関係市区町村、保育事業者、有識者が参加する。必要に応じて関係省庁が参加。

【その他】 既に合議制の機関を有している場合は、当該機関が協議会に代わることができる。

協議会での決定事項を受けて、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に反映